

# 令和6年度

# 魚沼市省エネルギー診断支援事業補助金

CO2削減への第一歩

魚沼市では、**2050年カーボンニュートラル実現**に向けて温室効果ガス排出削減に取り組んでいます。産業・業務部門の省エネ化を支援するため、**市内中小企業等が省エネ診断を受診した場合の自己負担相当額**（上限1万円）を補助します。

（補助対象経費が1万円未満の場合は、当該額から1,000円未満の端数を切り捨てた額）

「省エネ診断」を受けてみませんか？



## 事業概要

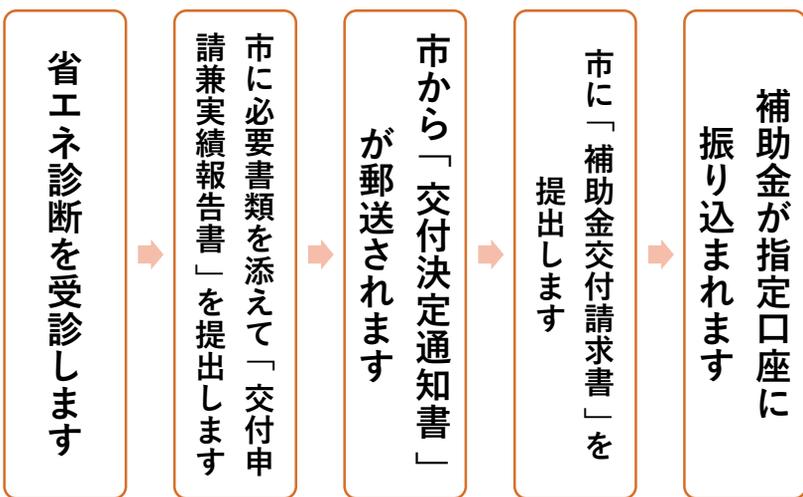
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>魚沼市内に所在する事業場を所有する中小企業者または年間のエネルギー使用量原油換算1,500kl未満の市内に所在する事業所を所有する会社法上の会社以外の法人であること（例：社会福祉法人、医療法人など）</li><li>市税の滞納がないこと</li><li>暴力団員又は暴力団員との社会的に非難されるべき関係を有しないこと</li></ul>
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"><li>一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネ最適化診断</li><li>一般社団法人環境共創イニシアチブによる省エネルギー診断</li><li>省エネお助け隊（経済産業省資源エネルギー庁の地域プラットフォーム構築事業に採択されたものをいう。）が実施する省エネ診断の省エネ診断</li></ul>

※上記以外の同水準の改善提案を受診した場合は、補助対象事業に該当するか個別に確認しますので、交付申請前に生活環境課にご相談ください。

※消費税及び地方消費税、印紙税等の税金及び口座振替手数料は補助対象経費から除きます。

## 手続きの流れ

交付申請は令和6年12月27日（金）まで受付



### 【交付申請について】

省エネ診断の結果報告を受けた後に、必要書類を添えて、以下①～③いずれかの方法で申請してください。

- ①電子申請システムによる提出
- ②生活環境課のメールアドレスあてにメールで提出
- ③下記提出先へ申請書類一式を持参

### 【交付申請に必要な書類】

- 省エネルギー診断支援事業補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）
- 省エネルギー診断の領収書の写し又はそれに準ずる書類の写し
- 省エネルギー診断事業で発行される報告書の写し
- 誓約書兼同意書

### 【補助金の交付請求手続について】

市からの交付決定兼額の確定通知受領後、郵送または持参により、補助金交付請求書（様式第4号）を提出してください。（交付申請書には押印が必要です）

交付申請は先着順で受け付け、予算額に達した時点で受付を終了する予定です。

【提出・問合せ先】 魚沼市 生活環境課 環境対策係  
（魚沼市小出島910 魚沼市役所本庁舎 2階15番窓口）  
電話番号：025-792-9766（直通）（平日8時30分～17時15分）  
メールアドレス：kankyo@city.uonuma.lg.jp

詳細はこちら  
「省エネルギー診断支援事業補助金」



